

昭和四十二年政令第三百十七号

昭和四十二年政令第三百十七号
昭和三十七年度以後における地方公務員等
共済組合法の年金の額の改定等に関する法
律施行令

内閣は、昭和四十二年度における地方公務員等
共済組合法の規定による年金の額の改定等に関す
る法律（昭和四十二年法律第五号）第一条第五
項及び第七項の規定に基づき、この政令を制定す
る。

（仮定新法の給料年額の特例等）

第一条 昭和四十二年以後における地方公務員
等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律
（以下「法」という。）第一条第一項第一号に規
定する仮定新法の給料年額を求める場合におい
て、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法
律第五十二号。以下「新法」という。）第四
十四条第二項の計算の基礎となるべき給料の額
が十一万円を一・三二で除して得た金額（十円
未満の端数があるときは、これを切り捨てた金
額）をこえるときは、当該金額をその給料の額
とする。

2 法第一条第一項第二号に規定する仮定退職年
金条例の給料年額を求める場合において、地方
公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行
法（昭和三十七年法律第五十三号。以下「施
行法」という。）第二条第一項第二十八号に規
定する退職当時の給料年額又は恩給法（大正十
二年法律第四十八号）に規定する退職当時の俸
給年額の算定の例により算定した給料年額が九
十万五千二百円をこえるときは、当該給料年額
に一・三二を乗じて得た金額（五十円未満の端
数があるときはこれを切り捨てた金額とし、五
十円以上百円未満の端数があるときはこれを百
円に切り上げた金額とする。）を法別表第一の
下欄に掲げる仮定給料年額とする。

3 法第一条第一項第三号に規定する仮定共済法
の給料年額（次項において「仮定共済法の給料
年額」という。）を求める場合において、同号
の旧市町村共済法第十七条第一項又はこれに相
当する共済条例の規定に規定する給付額の算定
の基準となるべき給料に相当する額が七万五千
四百三十三円をこえるときは、当該給料に相当
する額に一・三二を乗じて得た金額（十円に満
たない端数があるときは、これを四捨五入して
得た金額）を法別表第二の下欄に掲げる仮定給
料の額とする。

4 前三項の規定は、法第一条第二項の規定によ
り年金の額を改定する場合について準用する。

この場合において、前三項中「一・三二」とあ
るのは「一・四四」と、第二項中「法別表第
一」とあるのは「法別表第一の二」と、前項中
「法別表第二」とあるのは「法別表第二の二」
とそれぞれ読み替えるものとする。

5 第一項から第三項までの規定は、法第一条の
二第一項から第三項までの規定により年金の額
を改定する場合について準用する。この場合に
おいて、第一項から第三項までの規定中「一・
三二」とあるのは「一・七三七六」と、第二項
中「法別表第一」とあるのは「法別表第一の
三」と、第三項中「法別表第二」とあるのは
「法別表第二の三」と、それぞれ読み替えるも
のとする。

6 第一項から第三項までの規定は、法第二条第
一項から第四項までの規定により年金の額を改
定する場合について準用する。この場合におい
て、第一項から第三項までの規定中「一・三
二」とあるのは「一・八八九六四」と、第一項
中「十一万円」とあるのは「十五万円（昭和三
十七年十二月から昭和四十四年十月までの間に
係るものにあつては、十一万円）」と、第二項
中「法別表第一」とあるのは「法別表第一の
四」と、第三項中「法別表第二」とあるのは
「法別表第二の四」と、それぞれ読み替えるも
のとする。

7 第一項から第三項までの規定は、昭和四十六
年一月分以後の年金について法第二条の二第
一項及び第三項の規定によりその額を改定する場
合について準用する。この場合において、第一
項から第三項までの規定中「一・三二」とある
のは「一・九二八七六」と、第一項中「十一万
円」とあるのは「十五万円（昭和三十七年十二
月から昭和四十四年十月までの間に係るものにあ
つては、十一万円）」と、第二項中「法別表
第一」とあるのは「法別表第一の五」と、第三
項中「法別表第二」とあるのは「法別表第二の
五」と、それぞれ読み替えるものとする。

8 第一項から第三項までの規定は、昭和四十六
年十月分以後の年金について法第二条の二第
一項及び第三項の規定によりその額を改定する場
合について準用する。この場合において、第一
項から第三項までの規定中「一・三二」とある
のは「二・〇九〇七六」と、第一項中「十一万
円」とあるのは「十五万円（昭和三十七年十二
月から昭和四十四年十月までの間に係るものにあ
つては、十一万円）」と、第二項中「法別表

第一」とあるのは「法別表第一の六」と、第三
項中「法別表第二」とあるのは「法別表第二の
六」と、それぞれ読み替えるものとする。

9 法第一条第三項の規定を適用する場合におい
て、昭和四十二年十月分から昭和四十三年九月
分までについては、仮定共済法の給料年額を十
二で除して得た額が九万九千五百七十円をこえ
るときは、当該除して得た額に百分の十又は
百分の十八・五を乗じて得た金額（十円に満
たない端数があるときは、これを四捨五入して
得た金額）を、それぞれ法別表第三の第一欄又は
第二欄に掲げる金額とし、昭和四十三年十月
分から昭和四十四年九月分までについては、仮
定共済法の給料年額を法第一条第二項の規定に
より読み替えられたものを十二で除して得た額
が十万八千六百二十円をこえるときは、当該除
して得た額に百四十四分の十・二又は百四十四
分の十八を乗じて得た金額（十円に満たない端
数があるときは、これを四捨五入して得た金
額）を、それぞれ法別表第三の二の第一欄又は
第二欄に掲げる金額とする。

10 法第一条から第六条の二までの規定により年
金額を改定する場合には、改定前の年金の額の
計算の基礎となつている組合員期間に基づいて
算定するものとし、また、当該年金が公務によ
る障害年金及び新法第九十三条第一号の規定に
よる遺族年金以外のものである場合において、
その給付事由が生じた日（障害年金にあつては
これを受ける者が退職した日とし、遺族年金に
あつてはこれを受ける者に係る組合員が退職
し、又は死亡した日とする。）以後にその額の
算定に関する規定の改正が行われ、その改正後
の規定が当該年金の額の算定については適用さ
れないこととなつてゐるときは、当該規定につ
いては、当該給付事由が生じた日において施行
されてゐた規定を適用して算定するものとな
る。

11 第一項及び第二項の規定は法第一条第六項の
規定により年金の額を改定する場合について、
第四項の規定は同条第七項の規定により年金の
額を改定する場合について、第五項の規定は法
第一条の二第五項の規定により年金の額を改定
する場合について、第六項の規定は法第二条第
五項の規定により年金の額を改定する場合につ
いて、第七項及び第八項の規定は法第二条の二
第四項の規定により年金の額を改定する場合に
ついて、それぞれ準用する。

第一条の二 法第二条の三第一項第二号に掲げる
額を求める場合において、同号の規定により法
第一条第一項第一号の仮定新法の給料年額とみ
なされることとなる額が十八万五千円の十二倍
に相当する額をこえるときは、当該額を同号の
仮定新法の給料年額とする。

（準用法律の技術的読替え）

2 前項の規定は、法第二条の三第七項の規定に
より年金の額を改定する場合について準用す
る。

第二条 法第一条第六項第一号、第二号又は第三
号に掲げる年金について、同項の規定により同
条第一項及び第三項から第五項までの規定を準
用する場合に、次の表の第一欄に掲げる規定
の第二欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第三
欄、第四欄又は第五欄に掲げる字句に読み替え
るものとする。同条第七項の規定により同条第
二項から第五項までの規定を準用する場合、法
第一条の二第五項の規定により同条第一項から
第四項までの規定を準用する場合、法第二条第
五項の規定により同条第一項から第四項までの
規定を準用する場合、法第二条の二第四項の規
定により同条第一項から第三項までの規定を準
用する場合、法第二条の三第七項の規定により
同条第一項から第六項までの規定を準用する場
合、法第二条の四第五項の規定により同条第一
項から第四項までの規定を準用する場合、法第
二条の五第五項の規定により同条第一項から第
四項までの規定を準用する場合、法第二条の六
第六項の規定により同条第一項から第五項まで
の規定を準用する場合、法第二条の七第七項の
規定により同条第一項から第六項までの規定を
準用する場合、法第三条第四項の規定により同
条第一項から第三項までの規定を準用する場
合、法第三条の二第三項の規定により同条第一
項及び第二項の規定を準用する場合、法第三
条の三第三項の規定により同条第一項及び第二
項の規定を準用する場合、法第三条の四第三項
の規定により同条第一項及び第二項の規定を準
用する場合、法第四条第四項の規定により同条第
一項から第三項までの規定を準用する場合、法
第四条の二第三項の規定により同条第一項及び
第二項の規定を準用する場合、法第四条の三第
三項の規定により同条第一項及び第二項の規
定を準用する場合、法第五条第四項の規定によ
り同条第一項から第三項までの規定を準用する場
合、法第五条の二第三項の規定により同条第一

項 各 号 第 六 項 第 三 号	項 各 号 第 六 項 第 二 号	項 各 号 第 六 項 第 一 号	項 各 号 第 六 項 第 一 号
法第一条第六項第一号、第二号又は第三号に掲げる年金について、法第六条の第三十一項の規定により同条第一項から第十項までの規定を準用する場合、法第六条の第四十三項の規定により同条第一項及び第二項の規定を準用する場合、法第六条の五第二項の規定により同条第一項の規定を準用する場合、法第六条の六第二項の規定により同条第一項の規定を準用する場合、法第六条の七第四項の規定により同条第一項から第三項までの規定を準用する場合、法第六条の八第三項の規定により同条第一項及び第二項の規定を準用する場合又は法第六条の九第二項の規定により同条第一項の規定を準用する場合には、法第六条の三第一項各号列記以外の部分中次の表の第一欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第二欄、第三欄又は第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	法第一条第六項第一号、第二号又は第三号に掲げる年金について、法第六条の第三十一項の規定により同条第一項から第十項までの規定を準用する場合、法第六条の第四十三項の規定により同条第一項及び第二項の規定を準用する場合、法第六条の五第二項の規定により同条第一項の規定を準用する場合、法第六条の六第二項の規定により同条第一項の規定を準用する場合、法第六条の七第四項の規定により同条第一項から第三項までの規定を準用する場合、法第六条の八第三項の規定により同条第一項及び第二項の規定を準用する場合又は法第六条の九第二項の規定により同条第一項の規定を準用する場合には、法第六条の三第一項各号列記以外の部分中次の表の第一欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第二欄、第三欄又は第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	法第一条第六項第一号、第二号又は第三号に掲げる年金について、法第六条の第三十一項の規定により同条第一項から第十項までの規定を準用する場合、法第六条の第四十三項の規定により同条第一項及び第二項の規定を準用する場合、法第六条の五第二項の規定により同条第一項の規定を準用する場合、法第六条の六第二項の規定により同条第一項の規定を準用する場合、法第六条の七第四項の規定により同条第一項から第三項までの規定を準用する場合、法第六条の八第三項の規定により同条第一項及び第二項の規定を準用する場合又は法第六条の九第二項の規定により同条第一項の規定を準用する場合には、法第六条の三第一項各号列記以外の部分中次の表の第一欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第二欄、第三欄又は第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	法第一条第六項第一号、第二号又は第三号に掲げる年金について、法第六条の第三十一項の規定により同条第一項から第十項までの規定を準用する場合、法第六条の第四十三項の規定により同条第一項及び第二項の規定を準用する場合、法第六条の五第二項の規定により同条第一項の規定を準用する場合、法第六条の六第二項の規定により同条第一項の規定を準用する場合、法第六条の七第四項の規定により同条第一項から第三項までの規定を準用する場合、法第六条の八第三項の規定により同条第一項及び第二項の規定を準用する場合又は法第六条の九第二項の規定により同条第一項の規定を準用する場合には、法第六条の三第一項各号列記以外の部分中次の表の第一欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第二欄、第三欄又は第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

退 職 年 料 給 付 額	退 職 年 料 給 付 額	退 職 年 料 給 付 額	退 職 年 料 給 付 額
同条第一項第三号同条第一項同条第一項第十号に規定する三十八号に規三十一号に規 地方公共団体の定する警察職定する消防職 長の退職年金条員の恩給法の員の退職年金 例の給料年額給料年額（以条例の給料年 （以下第六条の下第六条の九額（以下第六 九までにおいてまでにおいて条の九まで 「退職年金条例」「退職年金条例において「退職 の給料年額」との給料年額」年金条例の給 料年額」という。）	同条第一項第三号同条第一項同条第一項第十号に規定する三十八号に規三十一号に規 地方公共団体の定する警察職定する消防職 長の退職年金条員の恩給法の員の退職年金 例の給料年額給料年額（以条例の給料年 （以下第六条の下第六条の九額（以下第六 九までにおいてまでにおいて条の九まで 「退職年金条例」「退職年金条例において「退職 の給料年額」との給料年額」年金条例の給 料年額」という。）	同条第一項第三号同条第一項同条第一項第十号に規定する三十八号に規三十一号に規 地方公共団体の定する警察職定する消防職 長の退職年金条員の恩給法の員の退職年金 例の給料年額給料年額（以条例の給料年 （以下第六条の下第六条の九額（以下第六 九までにおいてまでにおいて条の九まで 「退職年金条例」「退職年金条例において「退職 の給料年額」との給料年額」年金条例の給 料年額」という。）	同条第一項第三号同条第一項同条第一項第十号に規定する三十八号に規三十一号に規 地方公共団体の定する警察職定する消防職 長の退職年金条員の恩給法の員の退職年金 例の給料年額給料年額（以条例の給料年 （以下第六条の下第六条の九額（以下第六 九までにおいてまでにおいて条の九まで 「退職年金条例」「退職年金条例において「退職 の給料年額」との給料年額」年金条例の給 料年額」という。）

て「新法の給料で「新法の給料年額」という。）

同条第一項第三号同条第一項同条第一項第十号に規定する三十八号に規三十一号に規
地方公共団体の定する警察職定する消防職
長の退職年金条員の恩給法の員の退職年金
例の給料年額給料年額（以条例の給料年
（以下第六条の下第六条の九額（以下第六
九までにおいてまでにおいて条の九まで
「退職年金条例」「退職年金条例において「退職
の給料年額」との給料年額」年金条例の給
料年額」という。）

同条第一項第三号同条第一項同条第一項第十号に規定する三十八号に規三十一号に規
地方公共団体の定する警察職定する消防職
長の退職年金条員の恩給法の員の退職年金
例の給料年額給料年額（以条例の給料年
（以下第六条の下第六条の九額（以下第六
九までにおいてまでにおいて条の九まで
「退職年金条例」「退職年金条例において「退職
の給料年額」との給料年額」年金条例の給
料年額」という。）

同条第一項第三号同条第一項同条第一項第十号に規定する三十八号に規三十一号に規
地方公共団体の定する警察職定する消防職
長の退職年金条員の恩給法の員の退職年金
例の給料年額給料年額（以条例の給料年
（以下第六条の下第六条の九額（以下第六
九までにおいてまでにおいて条の九まで
「退職年金条例」「退職年金条例において「退職
の給料年額」との給料年額」年金条例の給
料年額」という。）

定によりその例によることとされる場合を含む。）

三 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第二百二十三号）附則第十号第一項

四 昭和四十二年及び昭和四十三年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第九十三号）附則第六号

五 法第五号第一項及び第四号第一項に規定する政令で定めるものは、前項第一号及び第二号に掲げる規定、法第二条の三第六項において準用する同条第二項から第四項までの規定その他これらに類する規定で自治省令で定めるものとする。

六 法第五号第一項に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定その他これらに類する規定

一 昭和三十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十二年法律第八十号）第三条の規定による改正前の施行法第八十号、第二十九条、第四十一条、第四十二条、第二百四十三条の四第二項及び第五十五号第一項、第八十二条第二項、第八十三条第三項、第二百三十三号、第二百三十九号第二項、第二百四十一条及び第二百四十二条において準用する場合並びに同法第七十条、第九十二条及び第二百三十三号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）

二 昭和三十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十二年法律第八十号）第三条の規定による改正前の施行法第八十号、第二十九条、第四十一条、第四十二条、第二百四十三条の四第二項及び第五十五号第一項、第八十二条第二項、第八十三条第三項、第二百三十三号、第二百三十九号第二項、第二百四十一条及び第二百四十二条において準用する場合並びに同法第七十条、第九十二条及び第二百三十三号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）

三 法第五号第三項において準用する法第二条の六第三項及び第四項

四 法第六号の二第一項第二号に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定その他これらに類する規定で自治省令で定めるものとする。

一 新法第七十八号第二項ただし書、第八十七号第一項ただし書及び第九十三号の四（これらの規定を新法第七十八号の二第二項、第八十七号第二項後段、第八十七号の二第二項後段及び第二項後段、第二百二条第三項、第二百二条並びに附則第二十条第四項において準用する場合並びに新法第六号第一項、第七十七条第一項、附則第二十四条第一項及び附則第二十五条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

二 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十二年法律第六十五号）第三条の規定による改正前の施行法第六十五号、第二十九条、第四十一条、第四十二条、第二百四十三条の四第二項及び第五十五号第一項、第八十二条第二項、第八十三条第三項、第二百三十三号、第二百三十九号第二項、第二百四十一条及び第二百四十二条において準用する場合並びに同法第七十条、第九十二条及び第二百三十三号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）

四十六年度において改正された給与条例の規定の適用を受けていた者を除く。次項第三号において同じ。○・一三五

2 法第七条の第二項第二号に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる者とし、同項第二号に規定する政令で定める率は、それぞれ当該各号に掲げる率とする。

- 一 昭和三十七年十二月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間に退職をした者 法別表第五の上欄に掲げる退職をした時期の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率から一・一五三を控除して得た率
- 二 昭和四十五年四月一日から同月三十日までとの間に退職をした者 ○・一三八
- 三 昭和四十六年四月一日から同月三十日までとの間に退職をした者 ○・一三五

（法第六条の二第二項第二号に規定する一般職の職員）

第四条の四 法第六条の二第一項第二号に規定する一般職の職員で政令で定めるものは、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第二項に規定する一般職の職員のうち地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十六条第一項に規定する教育長以外のものとする。

（昭和五十五年における特定の者の新法年金の額の改定に係る新法の給料年額に係る特例）

第四条の五 法第六条の五第一項第一号に規定する政令で定めるものは、昭和四十一年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間に退職をした者とし、同号に規定する政令で定める金額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した金額とする。

一 その者が退職をした日に適用されていた新法第四十四条第三項の規定（当該退職をした日の属する年度内に同項の規定の改正があった場合には、改正後の同項の規定）が当該退職をした日の属する月以前の組合員であった期間一年間に適用されていたとした場合における当該退職をした日の属する年度の組合員であった期間及び当該年度の初日に引き続き当該年度の前年度の組合員であった期間に係る新法第四十四条第二項に規定する掛金の標準となるべき給料を基礎としてその者の年金

額の算定の基準となるべき同項又は施行法第二条第一項第三十三号に規定する給料年額又は新法の給料年額を基礎として法第一条から第六条の四までの規定を適用するものとした場合において同条第一項の規定により新法の給料年額とみなされる額を算定し、その額にその額が法別表第九の上欄に掲げる給料年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額（その加えて得た額が四百六十八万円を超える場合には、四百六十八万円）

二 昭和五十五年三月三十一日におけるその者の年金額の算定の基礎となつた法第六条の四第一項の規定により新法の給料年額とみなされた額にその額が法別表第九の上欄に掲げる給料年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額

2 前項の場合において、同項第一号の規定により算定した金額が、その者が退職をした日の属する年度の前年度の末日において退職をしたものとみなして同年度の規定を適用して算定した金額より少ないときは、同号の規定にかかわらず、当該金額を参酌して自治大臣が別に定めるところにより算定した金額を同号に掲げる金額とすることができ。

3 前二項の金額の法第六条の五第一項第一号の規定による加算は、同項の規定により新法の給料年額とみなされる額を算定する場合に限るものとする。

4 法第十条の五第一項第二号に規定する政令で定めるものは、昭和四十一年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間に退職をした者とし、同号に規定する政令で定める金額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した金額とする。

一 その者が退職をした日に適用されていた新法第四十四条第三項の規定（当該退職をした日の属する年度内に同項の規定の改正があった場合には、改正後の同項の規定）が当該退職をした日の属する月以前の組合員であった期間一年間に適用されていたとした場合における当該退職をした日の属する年度の組合員であった期間及び当該年度の初日に引き続き

当該年度の前年度の組合員であった期間に係る新法第四十四条第二項に規定する掛金の標準となるべき給料を基礎としてその者の年金額の算定の基準となるべき同項に規定する給料を求め、当該給料を基礎として法第七条から第十条の四までの規定を適用するものとした場合における同条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定給料を算定し、当該通算退職年金の仮定給料に十二を乗じて得た額にその額が法別表第九の上欄に掲げる給料年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額（その加えて得た額が四百六十八万円を超える場合には、四百六十八万円）

二 昭和五十五年三月三十一日における法第十条の四第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定給料に十二を乗じて得た額にその額が法別表第九の上欄に掲げる給料年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額

5 第二項の規定は、前項の場合について準用する。

（法第六条の七第一項に規定する管理職員に相当する者の範囲）

第四条の六 法第六条の七第一項に規定する管理職員に相当する者として政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 新法第二条第一項第五号に規定する給料の月額の百分の二十以上の割合による管理職手当（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条第二項に規定する管理職手当をいう。）を受けなければならない者
- 二 地方自治法の一部を改正する法律（平成十七年法律第八十一号）による改正前の地方自治法第五十八条の規定により地方公共団体に置かれる局若しくは部の長の職又はこれに相当する職を占める者（前号に掲げる者を除く。）

三 新法第四十一条第一項に規定する組合員職員のうち前二号に掲げる者に相当する者

四 その他前三号に掲げる者に準ずる者として自治省令で定める者

（昭和四十七年度における沖縄の共済法の規定による年金の額の改定）

第五条 施行法第三百三十二条の三第一項の規定により地方職員共済組合、公立学校共済組合若しくは警察共済組合又は沖縄県市町村職員共済組合がな前従前の例により支給する退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金のうち、昭和四十七年九月三十日において現に支給されている年金（次項において「沖縄の既裁定年金」という。）で昭和四十五年三月三十一日以前の退職に係るものについては、昭和四十七年十月分以後、その額を、当該年金の額（第三条第一項各号に掲げる規定に相当する沖縄の共済法（施行法第三百三十二条の二第一項第二号に規定する沖縄の共済法をいう。以下同じ。）に規定する年金額の最低保障額に関する規定の適用があつた場合にあつては、その適用がないものとした場合の額）の算定の基礎となつた給料年額として自治省令で定めるところにより算出した額に法別表第四の上欄に掲げる退職の時期の区分に応じ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、それぞれ沖縄の共済法の規定による給料年額とみなし、沖縄の共済法の規定の例により算定した額に改定する。この場合において、法第二条の三第二項から第四項までの規定及び同条第七項の規定を準用する。

くは警察共済組合又は沖縄県市町村職員共済組合がな前従前の例により支給する退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金のうち、昭和四十七年九月三十日において現に支給されている年金（次項において「沖縄の既裁定年金」という。）で昭和四十五年三月三十一日以前の退職に係るものについては、昭和四十七年十月分以後、その額を、当該年金の額（第三条第一項各号に掲げる規定に相当する沖縄の共済法（施行法第三百三十二条の二第一項第二号に規定する沖縄の共済法をいう。以下同じ。）に規定する年金額の最低保障額に関する規定の適用があつた場合にあつては、その適用がないものとした場合の額）の算定の基礎となつた給料年額として自治省令で定めるところにより算出した額に法別表第四の上欄に掲げる退職の時期の区分に応じ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、それぞれ沖縄の共済法の規定による給料年額とみなし、沖縄の共済法の規定の例により算定した額に改定する。この場合において、法第二条の三第二項から第四項までの規定及び同条第七項の規定を準用する。

2 法第二条の三第二項から第四項までの規定は、沖縄の既裁定年金のうち昭和四十五年四月一日以後の退職に係る年金の額の改定について準用する。

（昭和四十八年度における昭和四十五年三月以前の沖縄の共済法の規定による年金の額の改定）

第五条の二 施行法第三百三十二条の三第一項の規定により地方職員共済組合、公立学校共済組合若しくは警察共済組合又は沖縄県市町村職員共済組合がな前従前の例により支給する退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金（以下「沖縄の退職年金等」という。）のうち、昭和四十八年九月三十日において現に支給されている年金（以下この条及び第六条において「沖縄の既裁定年金」という。）で昭和四十五年三月三十一日以前の退職に係るものについては、昭和四十八年十月分以後、その額を、前条第一項の規定により沖縄の共済法の規定による給料年額とみなされた額に一・二三四を乗じて得た額（その額のうち新法第四十四条第二項又は施行法第二条第一項第三十三号に規定する給料年額又は新法の給料年額に相当する給料年額に係るものが二百六十四万円を超える場合には、これらの給料年額については、二百六十四万円）

は、沖縄の既裁定年金のうち昭和四十五年四月一日以後の退職に係る年金の額の改定について準用する。

（昭和四十八年度における昭和四十五年三月以前の沖縄の共済法の規定による年金の額の改定）

第五条の二 施行法第三百三十二条の三第一項の規定により地方職員共済組合、公立学校共済組合若しくは警察共済組合又は沖縄県市町村職員共済組合がな前従前の例により支給する退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金（以下「沖縄の退職年金等」という。）のうち、昭和四十八年九月三十日において現に支給されている年金（以下この条及び第六条において「沖縄の既裁定年金」という。）で昭和四十五年三月三十一日以前の退職に係るものについては、昭和四十八年十月分以後、その額を、前条第一項の規定により沖縄の共済法の規定による給料年額とみなされた額に一・二三四を乗じて得た額（その額のうち新法第四十四条第二項又は施行法第二条第一項第三十三号に規定する給料年額又は新法の給料年額に相当する給料年額に係るものが二百六十四万円を超える場合には、これらの給料年額については、二百六十四万円）

(昭和五十年年度における昭和四十五年四月以後の沖繩の共済法の規定による年金の額の改定)

第六條の三 沖繩の退職年金等(沖繩の長の退職年金等を除く。)のうち、昭和五十年七月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十五年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間の退職に係るものについては、昭和五十年八月分以後、その額を、前条第一項の規定により沖繩の共済法の規定による給料年額とみなされた額に一・二九三を乗じて得た額(その額のうち給料年額相当額に係るものが三百七十二万円を超える場合には、当該給料年額相当額に係るものについては、三百七十二万円)を沖繩の共済法の規定による給料年額とみなし、沖繩の共済法の規定の例により算定した額に改定する。

2 法第三条の三第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 前二項の規定は、沖繩の長の退職年金等のうち、昭和五十年七月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十五年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間の退職に係るものについて準用する。(昭和五十一年度における昭和四十五年四月以後の沖繩の共済法の規定による年金の額の改定)

第六條の四 沖繩の退職年金等(沖繩の長の退職年金等を除く。)のうち、昭和五十一年六月三十日において現に支給されている年金で昭和四十五年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間の退職に係るものについては、昭和五十一年七月分以後、その額を、前条第一項の規定により沖繩の共済法の規定による給料年額とみなされた額にその額が法別表第七の上欄に掲げる給料年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の上欄に掲げる率を乗じて得た額(当該沖繩の共済法の規定による給料年額とみなされた額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる給料年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額をその乗じて得た額に加えた額)を沖繩の共済法の規定による給料年額とみなし、沖繩の共済法の規定の例により算定した額に改定する。

2 法第三条の四第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 前二項の規定は、沖繩の長の退職年金等のうち、昭和五十一年六月三十日において現に支給されている年金で昭和四十五年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間の退職に係るものについて準用する。(昭和四十九年度における昭和四十七年四月以後の沖繩の共済法の規定による年金の額の改定)

第七條 法第四条第五項に規定する新法の規定による退職年金等で政令で定めるものは、沖繩の組合員であつた者に係る退職年金等の四第一項に規定する新法の規定による退職年金等で地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十二号)附則第七十二条の七の規定に基づく自治省令の規定によりその額を定められたものうち、自治省令で定めるものとする。

2 沖繩の退職年金等のうち、昭和四十九年八月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十七年四月一日から同年五月十四日までの間の退職に係るものについては、昭和四十九年九月分以後、その額を、第五条第一項の規定の例により算出した当該年金の額の算定の基礎となつた給料年額(その額のうち給料年額相当額に係るものが、沖繩の給料年額の規定が四十九年改正後の新法第四十四条第二項の規定と同様に改正されたものとみなし、かつ、当該沖繩の給料年額の規定がその者の退職の日に施行されていたものとして、当該規定又は施行法第二条第一項第三十三号の規定に相当する沖繩の共済法の規定によるその者の年金額の算定の基準となるべき沖繩の共済法の規定による給料年額)について第五条第一項の規定の例により当該年金の額の算定の基礎となつた給料年額を求めた場合におけるその給料年額より少ないときは、当該給料年額)に一・一五三を乗じて得た額(その額のうち給料年額相当額に係るものが二百九十四万円を超える場合には、当該給料年額相当額に係るものについては、二百九十四万円)を沖繩の共済法の規定による給料年額とみなし、沖繩の共済法の規定の例により算定した額に改定する。

3 前二項の規定は、沖繩の長の退職年金等のうち、昭和五十一年六月三十日において現に支給されている年金で昭和四十七年三月三十一日までの間の退職に係るものについて準用する。

4 前二項の規定は、第一項に規定する年金のうち、昭和四十九年八月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十七年五月十五日から昭和四十八年三月三十一日までの間の退職に係るものについて、それぞれ法第四条第三項の規定は、第一項に規定する年金のうち、昭和四十九年八月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十八年四月一日以後の退職に係るものについて準用する。(昭和五十一年度における昭和四十七年四月以後の沖繩の共済法の規定による年金の額の改定)

2 法第三条の三第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

5 法第四条第三項の規定は、第一項に規定する年金のうち、昭和四十九年八月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十八年四月一日以後の退職に係るものについて準用する。(昭和五十一年度における昭和四十七年四月以後の沖繩の共済法の規定による年金の額の改定)

第七條の二 沖繩の退職年金等(沖繩の長の退職年金等を除く。)のうち、昭和五十年七月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十七年四月一日から同年五月十四日までの間の退職に係るものについては、昭和五十年八月分以後、その額を、前条第二項の規定により沖繩の共済法の規定による給料年額とみなされた額に一・二九三を乗じて得た額(その額のうち給料年額相当額に係るものが三百七十二万円を超える場合には、当該給料年額相当額に係るものについては、三百七十二万円)を沖繩の共済法の規定による給料年額とみなし、沖繩の共済法の規定の例により算定した額に改定する。

2 法第四条の二第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 前二項の規定は、沖繩の長の退職年金等のうち、昭和五十年七月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十七年四月一日から同年五月十四日までの間の退職に係るものについて準用する。

4 第一項及び第二項の規定は、前条第一項に規定する年金(法第一条第六項第一号に掲げる年金を除く。)のうち、昭和五十年七月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十七年五月十五日から昭和四十八年三月三十一日までの間の退職に係るものについて、前項の規定は、前条第一項に規定する年金(同号に掲げる年金に限る。)のうち、昭和五十年七月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十七年五月十五日から昭和四十八年三月三十一日までの間の退職に係るものについて、それぞれ準用する。

第七條の三 沖繩の退職年金等(沖繩の長の退職年金等を除く。)のうち、昭和五十一年六月三十日において現に支給されている年金で昭和四十八年四月一日から同年五月十四日までの間の退職に係るものについては、昭和五十一年七月分以後、その額を、前条第一項の規定により沖繩の共済法の規定による給料年額とみなされた額にその額が法別表第七の上欄に掲げる給料年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の上欄に掲げる率を乗じて得た額(当該沖繩の共済法の規定による給料年額とみなされた額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる給料年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額をその乗じて得た額に加えた額)を沖繩の共済法の規定による給料年額とみなし、沖繩の共済法の規定の例により算定した額に改定する。

2 法第四条の三第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 前二項の規定は、沖繩の長の退職年金等のうち、昭和五十一年六月三十日において現に支給されている年金で昭和四十七年四月一日から同年五月十四日までの間の退職に係るものについて準用する。

4 第一項及び第二項の規定は、第七條第一項に規定する年金(法第一条第六項第一号に掲げる年金を除く。)のうち、昭和五十一年六月三十日において現に支給されている年金で昭和四十七年五月十五日から昭和四十八年三月三十一日までの間の退職に係るものについて、前項の規定は、第七條第一項に規定する年金(同号に掲げる年金に限る。)のうち、昭和五十一年六月三十日において現に支給されている年金で昭和四十七年五月十五日から昭和四十八年三月三十一日までの間の退職に係るものについて、それぞれ準用する。

2 前項に規定する年金(法第一条第六項第一号に掲げる年金を除く。)のうち、昭和五十年七月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間の退職に係るものについては、

昭和五十年八月分以後、その額を、第五条第一項の規定の例により算出した当該年金の額の算定の基礎となつた給料年額に一・二九三を乗じて得た額（その額のうち給料年額相当額に係るものが三百七十二万円を超える場合には、当該給料年額相当額に係るものについては、三百七十二万円）を沖繩の共済法の規定による給料年額とみなして、沖繩の共済法の規定の例により算定した額に改定する。

3 法第五条第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額について準用する。

4 前二項の規定は、第一項に規定する年金（法第一条第六項第一号に掲げる年金に限る。）のうち、昭和五十年七月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間の退職に係るものについて準用する。

5 法第五条第三項の規定は、第一項に規定する年金のうち、昭和五十年七月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十九年四月一日以後の退職に係るものについて準用する。

（昭和五十一年度における昭和四十八年四月以後の沖繩の共済法の規定による年金の額の改定）

第八条の二 前条第一項に規定する年金（法第一条第六項第一号に掲げる年金を除く。）のうち、昭和五十一年六月三十日において現に支給されている年金で昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間の退職に係るものについては、昭和五十一年七月分以後、その額を、前条第二項の規定により沖繩の共済法の規定による給料年額とみなされた額にその額が法別表第七の上欄に掲げる給料年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額（当該沖繩の共済法の規定による給料年額とみなされた額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる給料年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額をその乗じて得た額）を沖繩の共済法の規定の例により算出した額に改定する。

3 前二項の規定は、前条第一項に規定する年金（法第一条第六項第一号に掲げる年金に限る。）のうち、昭和五十一年六月三十日において現に

支給されている年金で昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間の退職に係るものについて準用する。

第九条 法第六条第五項に規定する新法の規定による退職年金等で政令で定めるものは、法第二条の四第一項に規定する新法の規定による退職年金等のうち、第七条第一項に規定するものと

2 前項に規定する年金（法第一条第六項第一号に掲げる年金を除く。）のうち、昭和五十一年六月三十日において現に支給されている年金で昭和四十九年四月一日から昭和五十年三月三十一日までの間の退職に係るものについては、昭和五十一年七月分以後、その額を、第五条第一項の規定の例により算出した当該年金の額の算定の基礎となつた給料年額にその額が法別表第七の上欄に掲げる給料年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額（当該算定の基礎となつた給料年額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる給料年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額をその乗じて得た額）を加えた額）を沖繩の共済法の規定の例により算定した額に改定する。

3 法第六条第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額について準用する。

4 前二項の規定は、第一項に規定する年金（法第一条第六項第一号に掲げる年金に限る。）のうち、昭和五十一年六月三十日において現に支給されている年金で昭和四十九年四月一日から昭和五十年三月三十一日までの間の退職に係るものについて準用する。

5 法第六条第三項の規定は、第一項に規定する年金のうち、昭和五十一年六月三十日において現に支給されている年金で昭和五十年四月一日以後の退職に係るものについて準用する。

第九条の二 法第六条の第十二項に規定する新法の規定による退職年金等で政令で定めるものは、法第二条の四第一項に規定する新法の規定による退職年金等のうち、第七条第一項に規定するものとす。ただし、法第六条の二第一項

第二号に規定する一般職の職員であつた者（第十三条の二第一項において「一般職の職員であつた者」という。）に係る第七条第一項に規定する年金で昭和五十年四月一日から同年五月十日までの間の退職に係るものうち、その者の退職の日における昭和五十年年度における改正後の同号に規定する給与条例等の給料に関する規定（これに準じ又はその例によることとされる場合を含む。第十三条の二第一項において「給与条例等の給料に関する規定」という。）が適用されていたとしたならば第七条第一項に規定する年金に該当しなかつたものを除く。

2 沖繩の退職年金等（前項に規定する年金のうち昭和四十七年五月十五日から昭和五十年五月十四日までの間の退職に係る年金を含む。以下同じ。）（沖繩の長の退職年金等及び法第一条第六項第一号に掲げる年金を除く。）で、昭和五十二年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ当該各号に掲げる額をそれぞれ沖繩の共済法の規定による給料年額とみなし、沖繩の共済法の規定の例により算定した額に改定する。

一 昭和五十年三月三十一日以前の退職に係る年金 当該年金に係る第五条の五第一項、第六条の四第一項、第七条の三第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第八条の二第一項又は前条第二項の規定による改定年金額の算定の基礎となつた沖繩の共済法の規定による給料年額とみなされた額に一・〇六七を乗じて得た額に二千三百円を加えた額

二 昭和五十年四月一日から同年五月十四日までの間の退職に係る年金 第五条第一項の規定の例により算出した当該年金の額の算定の基礎となつた給料年額に一・〇六七を乗じて得た額に二千三百円を加えた額

3 法第六条の二第二項から第九項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額について準用する。

4 前二項の規定は、沖繩の長の退職年金等及び第一項に規定する年金（法第一条第六項第一号に掲げる年金に限る。）のうち、昭和五十二年三月三十一日において現に支給されている年金で昭和五十年五月十四日以前の退職に係るものについて準用する。

5 昭和五十二年三月三十一日において第一項ただし書に規定する年金の支給を受けていた者に

ついては、その者を同日において法第二条の四第一項に規定する新法の規定による退職年金等のうち第七条第一項に規定する年金に該当するもの以外のものの支給を受けていた者とみなして、法第六条の二第二項第二号の規定を適用する。

（昭和五十三年度における沖繩の共済法の規定による年金の額の改定）

第九条の三 沖繩の退職年金等（沖繩の長の退職年金等及び法第一条第六項第一号に掲げる年金を除く。）で昭和五十三年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、当該年金に係る前条第二項の規定による改定年金額の算定の基礎となつた沖繩の共済法の規定による給料年額とみなされた額に一・〇七を乗じて得た額に千三百円を加えた額（当該沖繩の共済法の規定による給料年額とみなされた額が四百九十九万八千五百七十二円以上であるときは、その額に二十九万五千二百円を加えた額とし、その加えた額のうち給料年額相当額に係るものについては、四百五十六万円を限度とする。）を沖繩の共済法の規定の例により算定した額に改定する。

2 法第六条の三第一項後段及び第二項から第九項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 前二項の規定は、沖繩の退職年金等のうち、沖繩の長の退職年金等及び法第一条第六項第一号に掲げる年金で、昭和五十三年三月三十一日において現に支給されているものについて準用する。

（昭和五十四年度における沖繩の共済法の規定による年金の額の改定）

第九条の四 沖繩の退職年金等（沖繩の長の退職年金等及び法第一条第六項第一号に掲げる年金を除く。）で昭和五十四年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、当該年金に係る前条第一項の規定による改定年金額の算定の基礎となつた沖繩の共済法の規定による給料年額とみなされた額にその額が法別表第八の上欄に掲げる給料年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額を加えた額（当該同表の下欄に掲げる金額を加えた額）（当該沖繩の共済法の規定による給料年額とみなされた額が四百七十五万四千二百八十五円以上であ

るものは、その額を、当該年金に係る前条第一項の規定による改定年金額の算定の基礎となつた沖繩の共済法の規定による給料年額とみなされた額にその額が法別表第八の上欄に掲げる給料年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額を加えた額）（当該沖繩の共済法の規定による給料年額とみなされた額が四百七十五万四千二百八十五円以上であ

るときは、その算定の基礎となつた当該沖繩の共済法の給料年額とみなされた額を沖繩の共済法の規定による給料年額とみなし、沖繩の共済法の規定の例により算定した額に改定する。

2 法第六条の四第一項後段及び第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 前二項の規定は、沖繩の退職年金等のうち、沖繩の長の退職年金等及び法第一条第六項第一号に掲げる年金で、昭和五十四年三月三十一日において現に支給されているものについて準用する。

(昭和四十八年度における昭和四十七年三月以前の沖繩の共済法の規定による通算退職年金の額の改定)

第十條 施行法第三百二十二条の三第一項又は第二項の規定により支給される通算退職年金のうち、昭和四十八年十月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十七年三月三十一日以前の退職に係るものについては、昭和四十八年十一月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る沖繩の組合員であつた期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 二十四万円

二 通算退職年金の仮定給料(当該通算退職年金の額の算定の基礎となつた新法の給料に相当する沖繩の共済法の給料に十二を乗じて得た額を基礎として、当該通算退職年金を退職年金とみなして第五条、第五条の二及び第六条の規定によりその年金額を改定するものとした場合にその改定年金額の算定の基礎となるべき新法の給料年額に相当する沖繩の共済法の給料年額を求め、その給料年額を十二で除して得た額をいう。)の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

2 法第七條第二項から第四項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の場合」とあるのは、「昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律施行令(昭和四十二年政令第三百十七号。以下「施行令」という。)第十條第一項の場合」と、「前項第二号」とあるのは、「施行令第十條第一項」と、「前項」とあるのは、「施行令第十條第一項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは、「施行令第

十條第一項及び同条第二項の規定により読み替へられた前項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは、「施行令第十條第一項及び同条第二項の規定により読み替へられた前二項」と読み替へるものとする。

3 昭和四十五年四月一日において現に沖繩の組合員であり、かつ、昭和三十六年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間、引き続き沖繩の共済法の施行地に住所を有していた者に支給する通算退職年金については、前二項の規定にかかわらず、前二項の規定により算定した金額と沖繩の復讐に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和四十七年政令第八号)第五十二條第一項第二号に掲げる額に相当する金額とを合算した金額とする。

4 施行法第三百二十二条の三第二項の規定により支給される通算退職年金のうち、昭和四十七年三月三十一日以前の退職に係る年金で昭和四十八年十一月一日以後給付事由が生じたものについては、その事由が生じた日の属する月の翌月分以後、その額を、前三項の規定に準じて算定した額に改定する。

(昭和四十九年度における昭和四十七年三月以前の沖繩の共済法の規定による通算退職年金の額の改定)

第十條の二 法第七條第五項又は第六項の規定の適用を受ける通算退職年金については、昭和四十九年九月分(同項の規定の適用を受ける年金でその給付事由が同年九月一日以後に生じたものについては、その事由が生じた日の属する月の翌月分)以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る沖繩の組合員であつた期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 二十四万円

二 通算退職年金の仮定給料(前条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定給料(その額が、沖繩の給料年額の規定が四十九年改正後の新法第四十四條第二項の規定と同様に改正されたものとみなし、かつ、当該規定がその者の退職の日に施行されていたものとして当該規定又は施行法第二條第一項第三十三号の規定に相当する沖繩の共済法の規定によりその者の通算退職年金の額の算定の基礎となるべき沖繩の共済法の規定による給料を求めた場合におけるその給料の額を基礎として、前条第一項第二号の規定の例により算定する

ものとした場合の通算退職年金の仮定給料より少ないときは、当該通算退職年金の仮定給料の額)に一・一五三(第四條の三第二項第一号に掲げる者に相当する者にあつては、同号に掲げる率を加えた率)を乗じて得た額をいう。)の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

2 法第七條の二第二項から第四項までの規定及び前条第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。この場合において、法第七條の二第二項中「前項の場合」とあるのは、「施行令第十條の二第一項の場合」と、「前項第二号」とあるのは、「施行令第十條の二第一項」と、「前項」とあるのは、「施行令第十條の二第一項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは、「施行令第十條の二第一項及び同条第二項の規定により読み替へられた前項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは、「施行令第十條の二第一項及び同条第二項の規定により読み替へられた前二項」と、前二項の規定にかかわらず、前二項の規定により算定した額に相当する金額とを合算した金額とする。

3 前二項の規定の適用を受ける通算退職年金のうち、昭和五十年十二月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十五年三月三十一日以前の退職に係るものについては、昭和五十一年一月分(その給付事由が同年一月一日以後に生じたものについては、その事由が生じた日の属する月の翌月分)以後、その額を、第一項第二号中「一・二九三」とあるのを「法別表第六の上欄に掲げる退職の時期の区分に応じ同表の当該下欄に掲げる率」と読み替へて、前二項の規定に準じて算定した額に改定する。

(昭和五十一年度における昭和四十七年三月以前の沖繩の共済法の規定による通算退職年金の額の改定)

第十條の三 法第七條第五項又は第六項の規定の適用を受ける通算退職年金については、昭和五十年八月分(同項の規定の適用を受ける年金でその給付事由が同年八月一日以後に生じたものについては、その事由が生じた日の属する月の翌月分)以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る沖繩の組合員であつた期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 二十四万円

二 通算退職年金の仮定給料(前条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定給料に一・二九三を乗じて得た額(その額が三十一万円を超える場合には、三十一万円)をいう。)の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

2 法第七條の三第二項、第四項及び第五項の規定並びに第十條第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

この場合において、法第七條の三第二項中「前項の場合」とあるのは、「施行令第十條の三第一項の場合」と、「前項第二号」とあるのは、「施行令第十條の三第一項第二号」と、「前項」とあるのは、「施行令第十條の三第一項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは、「施行令第十條の三第一項及び同条第二項の規定により読み替へられた前二項」と、同条第五項中「前各項」とあるのは、「施行令第十條の三第一項並びに同条第二項の規定により読み替へられた第二項及び前項」と、第十條第三項中「前二項の規定にかかわらず、前二項の規定」とあるのは、「第十條の三第一項並びに同条第二項の規定により読み替へられた法第七條の三第二項、第四項及び第五項の規定にかかわらず、これらの規定」と読み替へるものとする。

第十條の四 法第七條第五項又は第六項の規定の適用を受ける通算退職年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る沖繩の組合員であつた期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 三十三万九千六百円

二 通算退職年金の仮定給料(前条第三項の規定により読み替へられた同条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定給料(昭和四十五年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間の退職に係るものにあつては、前条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定給料)に十二を乗じて得た額にその額が法別表第七の上欄に掲げる給料年額のうちいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額(その十二を乗じて得た額が六

乗じて得た額)を基礎として、当該通算退職年金を退職年金とみなして第五条、第五条の二及び第六条の規定によりその年金額を改定するものとした場合にその改定年金額の算定の基礎となるべき新法の給料年額に相当する沖繩の共済法の給料年額を求め、その給料年額を十二で除して得た額をいう。)の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

十五万二千元以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる給料年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を当該同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に加えた額を十二で除して得た額をいう。)の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

2 法第七条の第二項から第四項までの規定及び第十条第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。この場合において、法第七条の第二項中「前項の場合」とあるのは「施行令第十条の四第一項の場合」と、「昭和四十九年九月分」とあるのは「昭和五十一年七月分」と、「前項第二号」とあるのは「施行令第十条の四第一項第二号」と、「前項に」とあるのは「施行令第十条の四第一項」と、「同条第三項中「前二項」とあるのは「施行令第十条の四第一項及び同条第二項の規定により読み替えられた前項」と、「同条第四項中「前三項」とあるのは「施行令第十条の四第一項及び同条第二項の規定により読み替えられた前二項」と、「第十條第三項中「前二項の規定にかかわらず、前二項の規定」とあるのは「第十條の四第一項及び同条第二項の規定により読み替えられた法第七条の二第二項から第四項までの規定にかかわらず、これらの規定」と読み替えるものとする。

3 法第七条第五項又は第六項の規定の適用を受ける通算退職年金については、昭和五十一年八月分(同項の規定の適用を受ける年金でその給付事由が同年八月一日以後に生じたものについては、その事由が生じた日の属する月の翌月分)以後、その額を、第一項第一号中「三十三万九千六百円」とあるのは「三十九万六千円」と、前項中「第十条の四第一項」とあるのは「第十条の四第三項の規定により読み替えられた同条第一項」と、「昭和五十一年七月分」とあるのは「昭和五十一年八月分」と読み替えて、前二項の規定に準じて算定した額に改定する。

11 法第八条第三項に規定する新法の規定(昭和四十九年度における昭和四十七年四月以後の沖繩の共済法の規定による通算退職年金の額の改定)

11 法第八条第三項に規定する新法の規定による通算退職年金で政令で定めるものは、沖繩の組合員であった者に係る新法の規定による通算退職年金で地方公務員等共済組合法施行令附則第七十二条の七の規定に基づく自治省令の

規定によりその額を定められたもののうち、自治省令で定めるものとする。

2 施行法第三百三十二条の三第一項又は第二項の規定により支給される通算退職年金で昭和四十七年四月一日から同年五月十四日までの間の退職に係るものについては、昭和四十九年九月分(その給付事由が同年九月一日以後に生じたものについては、その事由が生じた日の属する月の翌月分)以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る沖繩の組合員であつた期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 二十四万円

二 通算退職年金の仮定給料(当該通算退職年金の額の算定の基礎となつた沖繩の共済法の規定による給料に十二を乗じて得た額)について第五条第一項の規定の例により算出した額(その額が、沖繩の給料年額の規定が四十九年改正後の新法第四十四条第二項の規定と同様に改正されたものとみなし、かつ、当該沖繩の給料年額の規定がその者の退職の日に施行されていたものとして、当該規定又は施行法第二十条第一項第三十三号の規定に相当する沖繩の共済法の規定によるその者の年金額の算定の基準となるべき沖繩の共済法の規定による給料年額)について第五条第一項の規定の例により算出した当該年金額の算定の基礎となつた給料年額より少ないときは、当該給料年額)を十二で除して得た額に一・一五三を乗じて得た額(その額が二十四万五千円を超える場合には、二十四万五千円)をいう。)の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

3 法第七条の二第二項から第四項までの規定及び第十条第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。この場合において、法第七条の二第二項中「前項の場合」とあるのは「施行令第十一条第二項の場合」と、「前項第二号」とあるのは「施行令第十一条第二項第二号」と、「前項に」とあるのは「施行令第十一条第二項第二号」と、「同条第三項中「前二項」とあるのは「施行令第十一条第二項及び同条第三項の規定により読み替えられた前二項」と、「同条第三項中「前二項」とあるのは「施行令第十一条第二項及び同条第三項の規定により読み替えられた前二項」と、「同条第三項中「前三項」とあるのは「施行令第十一条第二項及び同条第三項の規定により読み替えられた前二項」と、「第十條第三項中「前二項の規定にかかわらず、前二項の規

定」とあるのは「第十一条第二項及び同条第三項の規定により読み替えられた法第七条の二第二項から第四項までの規定にかかわらず、これらの規定」と読み替えるものとする。

4 前二項の規定は、第一項に規定する年金のうち、昭和四十七年五月十五日から昭和四十八年三月三十一日までの間の退職に係るものについて準用する。この場合において、第二項第二号中「その者の退職の日」とあるのは、「昭和四十七年五月十四日」と読み替えるものとする。

(昭和五十一年度における昭和四十七年四月以後の沖繩の共済法の規定による通算退職年金の額の改定)

11 法第三百三十二条の三第一項又は第二項の規定により支給される通算退職年金で昭和四十七年四月一日から同年五月十四日までの間の退職に係るものについては、昭和五十一年七月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る沖繩の組合員であつた期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 二十四万円

二 通算退職年金の仮定給料(前条第二項第二号に規定する通算退職年金の仮定給料に一・二九三を乗じて得た額(その額が三十一万円を超える場合には、三十一万円)をいう。)の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

2 法第七条の二第二項から第四項までの規定及び第十条第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。この場合において、法第七条の二第二項中「前項の場合」とあるのは「施行令第十一条の二第一項の場合」と、「昭和四十九年九月分」とあるのは「昭和五十一年八月分」と、「前項第二号」とあるのは「施行令第十一条の二第二項第二号」と、「前項に」とあるのは「施行令第十一条の二第二項第二号」と、「同条第三項中「前二項」とあるのは「施行令第十一条の二第一項及び同条第三項の規定により読み替えられた前二項」と、「同条第三項中「前三項」とあるのは「施行令第十一条の二第一項及び同条第三項の規定により読み替えられた前二項」と、「第十條第三項中「前二項の規定にかかわらず、前二項の規

定」とあるのは「第十一条第二項及び同条第三項の規定により読み替えられた法第七条の二第二項から第四項までの規定にかかわらず、これらの規定」と読み替えるものとする。

3 前二項の規定は、前条第一項に規定する年金で昭和四十七年五月十五日から昭和四十八年三月三十一日までの間の退職に係るものについて準用する。

(昭和五十一年度における昭和四十七年四月以後の沖繩の共済法の規定による通算退職年金の額の改定)

11 法第三百三十二条の三第一項又は第二項の規定により支給される通算退職年金で昭和四十七年四月一日から同年五月十四日までの間の退職に係るものについては、昭和五十一年七月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る沖繩の組合員であつた期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 三十三万九千六百円

二 通算退職年金の仮定給料(前条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定給料に十二を乗じて得た額)にその額が別表第七の上欄に掲げる給料年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額(その十二を乗じて得た額が六十五万二千元以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる給料年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を当該同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に加えた額)を十二で除して得た額をいう。)の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

2 法第七条の二第二項から第四項までの規定及び第十条第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。この場合において、法第七条の二第二項中「前項の場合」とあるのは「施行令第十一条の三第一項の場合」と、「昭和四十九年九月分」とあるのは「昭和五十一年七月分」と、「前項第二号」とあるのは「施行令第十一条の三第一項第二号」と、「前項に」とあるのは「施行令第十一条の三第一項第二号」と、「同条第三項中「前二項」とあるのは「施行令第十一条の三第一項及び同条第三項の規定により読み替えられた前二項」と、「同条第三項中「前三項」とあるのは「施行令第十一条の三第一項及び同条第三項の規定により読み替えられた前二項」と、「第十條第三項中「前二項の規定にかかわらず、前二項の規

定」とあるのは「第十一条第二項及び同条第三項の規定により読み替えられた法第七条の二第二項から第四項までの規定にかかわらず、これらの規定」と読み替えるものとする。

3 前二項の規定は、前条第一項に規定する年金で昭和四十七年五月十五日から昭和四十八年三月三十一日までの間の退職に係るものについて準用する。

(昭和五十一年度における昭和四十七年四月以後の沖繩の共済法の規定による通算退職年金の額の改定)

11 法第三百三十二条の三第一項又は第二項の規定により支給される通算退職年金で昭和四十七年四月一日から同年五月十四日までの間の退職に係るものについては、昭和五十一年七月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る沖繩の組合員であつた期間の月数を乗じて得た額に改定する。

る同項に規定する通算退職年金で昭和五十年四月一日から同年五月十四日までの間の退職に係るものうち、その者の退職の日における退職の給料に関する規定が適用されていたとしたならば同項に規定する通算退職年金に該当しなかつたものを除く。

2 第十条の四第一項、第十一条の三第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第十二条の二第一項又は前条第二項の規定の適用を受ける年金及び前項に規定する通算退職年金のうち昭和五十年四月一日から同年五月十四日までの間の退職に係る年金（以下「沖繩の通算退職年金」という。）で、昭和五十二年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る沖繩の組合員であつた期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 三十九万六千円

二 通算退職年金の仮定給料（次のイ又はロに掲げる当該通算退職年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額をいう。）の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

イ 昭和五十年三月三十一日以前の退職に係る通算退職年金 当該通算退職年金に係る第十条の四第一項第二号、第十一条の三第一項第二号（同条第四項において準用する場合を含む。）、第十二条の二第一項第二号又は前条第二項第二号に規定する通算退職年金の仮定給料に一・〇六七を乗じて得た額に二千三百円を十二で除して得た額を加えた額

ロ 昭和五十年四月一日から同年五月十四日までの間の退職に係る通算退職年金 第五条第一項の規定の例により算出した当該通算退職年金の額の算定の基準となつた沖繩の共済法の規定による給料に一・〇六七を乗じて得た額に二千三百円を十二で除して得た額を加えた額

3 法第七条の二第二項から第四項までの規定及び第十条第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。この場合において、法第七条の二第二項中「前項の場合」とあるのは「施行令第十三条の二第二項の場合」と、「昭和四十九年九月分」とあるのは「昭和五十二年四月分」と、「前項第二号」とあるのは「施行令第十三条の二第二項第二号」と、「前項に」とあるのは「施行令第十三条の二第二項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「施行令第十三条の二第二項及び同条第三項の規定により読み替えられた前項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「施行令第十三条の二第二項及び同条第三項の規定により読み替えられた前二項」と、第十条第三項中「前二項の規定にかかわらず、前二項の規定」とあるのは「第十三条の二第二項及び同条第三項の規定により読み替えられた法第七条の二第二項から第四項までの規定にかかわらず、これらの規定」と読み替へるものとする。

とあるのは「施行令第十三条の二第二項第二号」と、「前項に」とあるのは「施行令第十三条の二第二項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「施行令第十三条の二第二項及び同条第三項の規定により読み替えられた前項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「施行令第十三条の二第二項及び同条第三項の規定により読み替えられた前二項」と、第十条第三項中「前二項の規定にかかわらず、前二項の規定」とあるのは「第十三条の二第二項及び同条第三項の規定により読み替えられた法第七条の二第二項から第四項までの規定にかかわらず、これらの規定」と読み替へるものとする。

4 沖繩の通算退職年金に係る通算遺族年金で、昭和五十二年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして前二項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

5 昭和五十二年三月三十一日において第一項ただし書に規定する通算退職年金（当該通算退職年金に係る通算遺族年金を含む。）の支給を受けていた者については、その額を同日において通算退職年金のうち第一項第一項に規定する通算退職年金に該当するもの以外のもの（当該通算退職年金に係る通算遺族年金を含む。）の支給を受けていた者とみなして、法第十条の二第一項又は第三項の規定を適用する。

第十三条の三 沖繩の通算退職年金で昭和五十三年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る沖繩の組合員であつた期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 四十三万三千二百二十四円

二 通算退職年金の仮定給料（当該通算退職年金に係る前条第二項第二号に規定する通算退職年金の仮定給料に十二を乗じて得た額に一・〇七を乗じ、これに千三百円を加えた額（その乗じて得た額が四百九十九万八千五百七十二円以上であるときは、その乗じて得た額に二十九万五千二百円を加えた額とし、四百五十六万円を限度とする。）を十二で除して

得た額をいう。）の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

2 法第七条の二第二項から第四項までの規定及び第十条第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。この場合において、法第七条の二第二項中「前項の場合」とあるのは「施行令第十三条の三第一項の場合」と、「昭和四十九年九月分」とあるのは「昭和五十四年四月分」と、「前項第二号」とあるのは「施行令第十三条の三第一項第二号」と、「前項に」とあるのは「施行令第十三条の三第一項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第十三条の三第一項及び同条第二項の規定により読み替えられた前二項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「施行令第十三条の三第一項及び同条第二項の規定により読み替えられた法第七条の二第二項から第四項までの規定にかかわらず、これらの規定」と読み替へるものとする。

2 法第七条の二第二項から第四項までの規定及び第十条第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。この場合において、法第七条の二第二項中「前項の場合」とあるのは「施行令第十三条の四第一項の場合」と、「昭和四十九年九月分」とあるのは「昭和五十四年四月分」と、「前項第二号」とあるのは「施行令第十三条の四第一項第二号」と、「前項に」とあるのは「施行令第十三条の四第一項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第十三条の四第一項及び同条第二項の規定により読み替えられた前二項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「施行令第十三条の四第一項及び同条第二項の規定により読み替えられた法第七条の二第二項から第四項までの規定にかかわらず、これらの規定」と読み替へるものとする。

3 沖繩の通算退職年金に係る通算遺族年金で、昭和五十三年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして前二項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

（沖繩の共済法の規定による通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定の特例）

第十三条の五 昭和四十五年四月一日において現に沖繩の組合員であり、かつ、昭和三十六年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間、引き続き沖繩の共済法の施行地に住所を有していた者（次条から第十三条の九までにおいて「沖繩の通算退職年金の特例の適用を受ける者」という。）に支給する通算退職年金で法第十条の五第四項又は第七項の規定の適用を受けるものの額は、同条第四項において準用する同条第一項及び第二項の規定又は同条第七項において準用する同条第五項の規定により改定した金額と沖繩の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令第五十二条第一項第二号に掲げる額に相当する金額とを合算した金額とする。

2 前項の規定の適用を受ける通算退職年金に係る通算遺族年金の額は、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして同項の規定によりその額

得た額をいう。）の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

2 法第七条の二第二項から第四項までの規定及び第十条第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。この場合において、法第七条の二第二項中「前項の場合」とあるのは「施行令第十三条の四第一項の場合」と、「昭和四十九年九月分」とあるのは「昭和五十四年四月分」と、「前項第二号」とあるのは「施行令第十三条の四第一項第二号」と、「前項に」とあるのは「施行令第十三条の四第一項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第十三条の四第一項及び同条第二項の規定により読み替えられた前二項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「施行令第十三条の四第一項及び同条第二項の規定により読み替えられた法第七条の二第二項から第四項までの規定にかかわらず、これらの規定」と読み替へるものとする。

3 沖繩の通算退職年金に係る通算遺族年金で、昭和五十四年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして前二項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

（沖繩の共済法の規定による通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定の特例）

第十三条の五 昭和四十五年四月一日において現に沖繩の組合員であり、かつ、昭和三十六年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間、引き続き沖繩の共済法の施行地に住所を有していた者（次条から第十三条の九までにおいて「沖繩の通算退職年金の特例の適用を受ける者」という。）に支給する通算退職年金で法第十条の五第四項又は第七項の規定の適用を受けるものの額は、同条第四項において準用する同条第一項及び第二項の規定又は同条第七項において準用する同条第五項の規定により改定した金額と沖繩の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令第五十二条第一項第二号に掲げる額に相当する金額とを合算した金額とする。

2 前項の規定の適用を受ける通算退職年金に係る通算遺族年金の額は、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして同項の規定によりその額

得た額をいう。）の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する金額とする。

第十三条の六

沖繩の通算退職年金の特例の適用を受ける者に支給する通算退職年金で法第十条の六第六項の規定の適用を受けるものの額は、同項において準用する同条第一項から第四項までの規定により改定した金額と沖繩の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令第五十二条第一項第二号に掲げる額に相当する金額とを合算した金額とする。

第十三条の七

沖繩の通算退職年金の特例の適用を受ける者に支給する通算退職年金で法第十条の七第六項の規定の適用を受けるものの額は、同項において準用する同条第一項から第三項までの規定により改定した金額(同条第六項において準用する同条第五項の規定の適用がある場合には、同項の規定による停止がされた後の金額)と沖繩の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令第五十二条第一項第二号に掲げる額に相当する金額とを合算した金額とする。

第十三条の八

沖繩の通算退職年金の特例の適用を受ける者に支給する通算退職年金で法第十条の八第五項の規定の適用を受けるものの額は、同項において準用する同条第一項から第三項までの規定により改定した金額と沖繩の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令第五十二条第一項第二号に掲げる額に相当する金額とを合算した金額とする。

第十三条の九

沖繩の通算退職年金の特例の適用を受ける者に支給する通算退職年金で法第十条の九第五項の規定の適用を受けるものの額は、同項において準用する同条第一項から第三項までの規定により改定した金額と沖繩の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令第五十二条第一項第二号に掲げる額に相当する金額とを合算した金額とする。

第十四条

法第十二条第一項(同項に規定する施行日以後の組合員期間等として年金額の計算の基礎となるもの)に対応する年金額の増加に要する費用に係る部分を除く。以下この条において同じ。及び第二項の規定により国が毎年度において負担すべき金額は、当分の間、国の当該年度の予算をもつて定める。

第十五条

法第十二条第一項及び第二項の規定により地方公共団体が毎年度において負担すべき金額は、当分の間、国が毎年度において負担すべき金額は、当分の間、国の当該年度の予算をもつて定める。

第十六条

法第十一条の規定の適用がある場合を除き、改定年金額の計算の基礎となる法第一条第一項第一号の仮定新法の給料年額その他これに類するものとして自治省令で定めるものに円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとし、法の規定により算出した得た年金額に円未満の端数があるときは、これを切り上げた金額をもつて改定年金額とする。

第十七条

法第十六条において準用する法第十四条の適用がある場合において、新たに退職年金若しくは遺族年金の支給を受けることとなる者又は退職年金、減額退職年金、障害年金若しくは遺族年金の額を増額されることとなる者が、恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第九十一号)次項において「四十四年法律第九十一号」という。附則第十三条第二項に規定する琉球諸島民政府職員としての在職期間中に普通恩給の支給を受けていた者又はその遺族であるときは、これらの年金額の額は、法第十六条において準用する法第十四条の規定による額からその支給された普通恩給の額の十五分の一(遺族年金にあつては、三十分の一)に相当する金額を控除した額とする。

この政令は、昭和四十二年十月一日から施行する。

附則(昭和四三年一月二七日政令第三四四号)抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則(昭和四四年一月二六日政令第二九四号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則(昭和四五年九月二九日政令第二八八号)

この政令は、昭和四十五年十月一日から施行する。

附則(昭和四六年九月二七日政令第三一一号)

この政令は、昭和四十六年十月一日から施行する。

附則(昭和四七年九月三〇日政令第三五七号)

この政令は、昭和四十七年十月一日から施行する。

附則(昭和四八年一月一日政令第三〇〇号)

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第五条の次に四条を加える改正規定(第六条に係る部分に限る)は、昭和四十八年十一月一日から施行する。

附則(昭和四九年八月三一日政令第三〇四号)

この政令は、昭和四十九年九月一日から施行する。

附則(昭和四十八年三月三十一日以前に給付事由が生じた地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)以下「新法」という)の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第五十三号)の規定によりこれらの年金とみなされる年金を含む)については、昭和四十九年九月分以後、昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九十五号)以下「四十九年法律第九十五号」という。附則第三條第一項に規定する規定(以下この項において「年金額に係る特別規定」という)を適用する。この場合においては、昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律

附則

この他必要な事項については、自治大臣の定めることによる。

第十五条 削除

第十六条 削除

第十七条 削除

第十八条 削除

第十九条 削除

第二十条 削除

第二十一条 削除

この他必要な事項については、自治大臣の定めることによる。

第十五条 削除

第十六条 削除

第十七条 削除

第十八条 削除

第十九条 削除

第二十条 削除

第二十一条 削除

第二十二条 削除

第二十三条 削除

第二十四条 削除

第二十五条 削除

第二十六条 削除

第二十七条 削除

第二十八条 削除

第二十九条 削除

第三十条 削除

第三十一条 削除

第三十二条 削除

第三十三条 削除

第三十四条 削除

第三十五条 削除

第三十六条 削除

第三十七条 削除

第三十八条 削除

第三十九条 削除

第四十条 削除

第四十一条 削除

第四十二条 削除

第四十三条 削除

第四十四条 削除

第四十五条 削除

第四十六条 削除

第四十七条 削除

第四十八条 削除

第四十九条 削除

第五十条 削除

第五十一条 削除

第五十二条 削除

第五十三条 削除

第五十四条 削除

第五十五条 削除

第五十六条 削除

第五十七条 削除

第五十八条 削除

第五十九条 削除

第六十条 削除

第六十一条 削除

(昭和四十二年法律第五号) 第二条の五第一項(同条第五項において準用する場合を含む)、第三号の第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)又は第四条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定により、当該年金の額を改定するものとした場合における年金の額の計算の基礎となる給料年額、新法の給料年額、地方公共団体の長の給料年額、警察職員の給料年額又は消防組合員の給料年額をもつて年金額に係る特別規定に規定する給料年額、新法の給料年額、地方公共団体の長の給料年額、警察職員の給料年額又は消防組合員の給料年額とみなす。

3 昭和四十八年三月三十一日以前に給付事由が生じた減額退職年金について四十九年法律第九十五号第二条の規定による改正後の新法第八十一条第五項の規定を適用する場合には、同項中「減額退職年金の額」とあるのは、「減額退職年金の額のうち第七十八条の第二項第二号に係る額」とし、「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額と当該改定前の減額退職年金の額のうち第七十八条の第二項第一号に係る額を加えた額」とする。

附則 (昭和五〇年一月二〇日政令第三三三号) この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五一年六月三〇日政令第一八二号) 抄

1 この政令は、昭和五十一年七月一日から施行する。

附則 (昭和五二年六月七日政令第一八三三号) この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五三年五月三十一日政令第二一四号) この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五四年一月二二日政令第二三三九号) (施行期日等)

1 この政令は、公布の日から施行し、昭和五十四年四月一日から適用する。

(昭和五十四年三月一日前に給付事由が生じた退職年金等の最低保障の特例に関する経過措置)

2 昭和五十四年三月一日前に給付事由が生じた地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の規定による退職年金、障害年金又は遺族年金(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)の規定によりこれらの年金とみなされる年金を含む。)の額の改定については、昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第七十三号)附則第十六条第一項から第十二項までの規定及び地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令(昭和五十四年政令第三百二十号)附則第七條の規定を準用する。この場合において、同法附則第十六条第一項中「昭和五十四年三月一日から同年十一月三十日までの間」とあるのは「昭和五十四年三月一日前」と、「以下この条において同じ。」の規定とあるのは「以下この条において同じ。」の規定とする。

附則 (昭和五五年一月二六日政令第三三〇号) 抄

1 この政令は、公布の日から施行し、改正後の昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律施行令の規定は、昭和五十五年四月一日から適用する。

又は遺族年金(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)の規定によりこれらの年金とみなされる年金を含む。)の額の改定については、昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第七十三号)附則第十六条第一項から第十二項までの規定及び地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令(昭和五十四年政令第三百二十号)附則第七條の規定を準用する。この場合において、同法附則第十六条第一項中「昭和五十四年三月一日から同年十一月三十日までの間」とあるのは「昭和五十四年三月一日前」と、「以下この条において同じ。」の規定とあるのは「以下この条において同じ。」の規定とする。

附則 (昭和五五年五月三十一日政令第一五五号) 抄

1 この政令は、公布の日から施行し、改正後の昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律施行令の規定は、昭和五十五年四月一日から適用する。

2 第一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法施行令(次条において「新令」という。)の規定及び第二条の規定による改正後の昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律施行令の規定は、昭和五十六年六月一日から適用する。

附則 (昭和五六年六月九日政令第二二六号) この政令は、公布の日から施行し、改正後の昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律施行令の規定は、昭和五十六年四月一日から適用する。

附則 (昭和五七年一月七日政令第三三三号) 抄

1 この政令は、公布の日から施行し、改正後の昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律(昭和五十六年法律第七十三号)第四条の規定の施行の日(昭和五十七年四月一日)から施行する。

附則 (昭和五七年八月七日政令第二〇九五号) 抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法施行令(以下「新令」という。)第二十六條の四第二項第四号、第五十五條第四号並びに附則第七十二條の六第一項第一号及び第六項の規定、第二条の規定による改正後の昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律施行令第二條第三項、第四條の六、第十三條の五第一項及び第十三條の七の規定並びに第四条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法等による年金の額の改定に関する政令の規定は、昭和五十七年五月一日から適用する。

第五條 改正後の昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律施行令第十四條第四項の規定は、昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律(昭和四十二年法律第百五号)第十二條第一項(施行日以後の組合員期間として年金額の計算の基礎となるもの)に対応する年金額の増加に要する費用に

係る部分を除く。)及び第二項の規定により地方公共団体又は地方公務員共済組合が昭和五十七年度において負担すべき金額から適用する。

附則 (昭和五七年九月二五日政令第二六六号) この政令は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附則 (昭和五八年七月一五日政令第一六一号) 抄

1 この政令は、公布の日から施行し、改正後の昭和五十八年法律第五十九号(以下「昭和五十八年法律第五十九号」という。)の施行の日(昭和五十九年四月一日)から施行する。

附則 (昭和五九年三月一七日政令第三三五号) 抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法施行令の規定(附則第五十三條の三第六号の規定を除く)、第二条の規定による改正

後の昭和四十二年以後における地方公務員等
共済組合法の年金の額の改定等に関する法律施
行令の規定及び第三条の規定による改正後の地
方公務員等共済組合法等による年金の額の改定
に関する政令の規定は、昭和六十年四月一日か
ら適用する。

附 則 (平成一五年八月二九日政令第三
七五号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十五年九月二日から施
行する。

附 則 (平成二三年五月二七日政令第一
五一号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十三年六月一日から
施行する。

附 則 (平成二七年二月四日政令第三八
号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から
施行する。

別表

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄
昭和三十八年四月三 日から	階一、九一、〇一	〇一、〇一	〇一、〇一	〇一、〇一
昭和四十一年三月 三十一日まで	階九〇〇六	〇六、〇六	〇六、〇六	〇六、〇六
昭和四十一年四月二 日から	階二、〇一、〇一	〇一、〇一	〇一、〇一	〇一、〇一
昭和四十四年三月 三十一日まで	階二〇〇一	〇一、〇一	〇一、〇一	〇一、〇一
昭和四十四年四月一 日から	階二、〇一、〇一	〇一、〇一	〇一、〇一	〇一、〇一
昭和四十五年三月 三十一日まで	階四〇〇四	〇四、〇四	〇四、〇四	〇四、〇四